

県産木材建築利用促進事業実施要領

(趣旨)

第1 県産木材建築利用促進事業については、県産木材建築利用促進事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、次により実施するものとする。

(用語の定義)

第2 交付要綱において使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「県産木材」とは、「しまねの木認証要領」に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。
- (2) 「住宅」とは、木造住宅（共同住宅等を除く）とする。
- (3) 「非住宅建築物」とは、主に居住（共同住宅等を除く）以外の用途に供せられる民間木造建築物とする。なお、国又は地方公共団体が整備する公共建築物及び、他から本事業と同趣旨の補助金交付を受けた公共建築物は除く。
- (4) 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を建てるることをいう。
- (5) 「増改築」とは、増築又は改築をいう。
- (6) 「増築」とは、既存の建築物の床面積を 10 m^2 以上増加させることをいう。
- (7) 「改築」とは、既存の建築物の一部もしくは全部を除却し、これと用途、規模、構造がほぼ同じものを建てるることをいう。
- (8) 「木工事」とは、補助対象木材製品に係る構造材、造作材、その他木材製品の加工、組み立て、取り付けに関する工事のことをいう。
- (9) 「構造材」とは、通し柱、管柱、間柱、棟木、大引き、土台、母屋、束、垂木、筋違、根太、胴差、貫、梁、桁、及び構造用材として用いた合板とする。
- (10) 「造作材」とは、内法材（敷居、鴨居、長押）、床柱、押入れ材、床板、天井板、回り縁、内壁材、外壁材、その他造作材として一般的に使用する部材とする。
- (11) 「その他木材製品」とは、野縁、胴縁、野地板、破風・鼻隠し、広小舞・登り淀、枠材、階段部材、住宅に付随した設備（ウッドデッキ、木製フェンス等）、その他建築材料として一般的に使用される部材とする。なお、建具、家具は対象としない。
- (12) 「建築士」とは、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条で規定される 1 級建築士、2 級建築士及び木造建築士で、建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく建築士事務所に在籍している者とする。
- (13) 「工務店」とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者又は建築士法第 23 条第 1 項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者とする。
- (14) 「購入者」とは、施工工務店が施主となって建築された当該補助金対象住宅で、まだ、人の居住の用に供していない住宅（建築工事の完了の日から起算して 1 年を経過したものと除く。）を取得したものとする。

(補助金対象者)

第3 補助金の対象者は、県産木材の普及啓発に協力するものとする。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。